

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の情報マガジン

7
2025

TOPICS

P2 資産安心コラム

インフレ時代に備える資産防衛
現預金リスクと分散投資戦略

P3 暮らしとお金の教養講座

成年後見制度による遺産分割
知っておくべき手続きと注意点

P4 相続・贈与の基礎知識

判断能力の低下前に検討したい
成年後見制度で財産を守る方法

数字で見る相続

成年後見申立件数
過去最多約4.2万件

成年後見制度は、認知症などで判断能力が不十分な方を法的に保護し、生活や財産の管理を支援する重要な制度です。最高裁判所事務総局が公表した『成年後見関係事件の概況－令和6年1月～12月－』によると、令和6年度の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始および任意後見監督人選任）の申立件数は41,841件（前年比約2.2%増）となり過去最多を更新しました。さらに、令和6年12月末日時点での成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計253,941人（同約1.8%増）でした。

厚生労働省や法務省が行う普及啓発活動の成果もあり、本制度の利用者数は増加傾向にあります。今後も高齢化に伴い認知症の有病率が上昇すると予想されるため、社会全体で連携し、支援の仕組みを強化することが今後の喫緊の課題です。

インフレ時代に備える資産防衛 現預金リスクと分散投資戦略

近年の物価上昇が続くインフレ時代では、資産を現預金のみで保有していると、実質的な購買力が目減りするリスクがあります。今回は、インフレが資産に与える影響と、インフレによる資産の減少を防ぐための分散投資戦略について説明します。

インフレが資産に与える影響 現預金のリスクとは

インフレ（インフレーション）とは、需要と供給の不均衡や、原材料価格の高騰などにより、継続的に物価上昇を引き起こす経済現象のことです。インフレが進むと、食料品や光熱費、交通費などの価格が上がり、家計への負担が増します。それだけでなく、現預金の価値が相対的に低下し、固定金利の債券などの実質的な収益が減少するという資産面での影響もあります。

特に、インフレ率が預本金利を上回る場合には、現預金の実質的な価値は減少します。日本の過去50年間（1973年～2022年）の平均インフレ率は2%強でした。仮にインフレ率が預本金利を2%上回る状態が続いた場合、100万円の現預金の実質的な価値は10年後に約82万円に減少する計算になります。

このようなリスクを避けるため、現預金だけでなく、株式、不動産、金（ゴールド）、外貨など、インフレに強いとされる資産へ分散投資することが重要です。

たとえば、株式は、企業の売上や利益が物価上昇と連動して伸びる場合、株価の上昇が期待できる投資先です。また、不動産は、それ自体に価値がある実物資産であり、家賃収入や物件価格がインフレに連動する傾向があります。

金（ゴールド）も、インフレ時に価値が上昇する傾向があり、安全資産として認識されています。そして、外貨は、インフレ時に日本円の通貨価値が下がると相対的にその価値が上がる場合があります。

インフレに負けない 資産分散投資戦略

インフレ耐性のある資産への投資をする場合、分散投資が基本となります。一つの資産に偏るのではなく、異なる特徴を持つ資産を組み合わせること（資産の分散）で、価格変動のリスクを抑えることができます。

たとえば、株式は、リスクは高いですが、流動性が高く、収益性が期待できます。一方、不動産は、流動性は低いですが、リスクは低く、安定した収益性が期待できます。

資産運用を行う際は、自身のライフステージや投資目的、リスク許容度に合わせたポートフォリオ（資産の組み合わせ）が重要です。たとえば、独身の方は資産を増やす目的で株式の比率を高める、子育て中の方は安定した資産運用のために不動産や金への比率を高める、などが考えられます。

また、資産の価格変動に応じて定期的にポートフォリオを見直すことで、適切な資産配分を維持することができます。市場の変動に冷静に対応し、経済情勢や金融商品情報を定期的に確認することで、長期的な視点を持った持続的な資産運用を心がけることが大切です。

インフレ時代に資産を守るために、現預金のみでの運用はリスクがあることを理解し、株式、不動産、金（ゴールド）、外貨など、多様な資産へ分散投資をすることが重要です。資産の特徴を理解したうえで、自身のライフスタイルやリスク許容度を考慮しながら、長期的な視点で資産運用を行いましょう。

成年後見制度による遺産分割 知っておくべき手続きと注意点

成年後見制度を利用している方が相続に関わる場合、遺産分割には成年後見人の関与が必要となることがあります。今回は、成年後見人が関与する遺産分割の手続きと、その際に注意すべき具体的なポイントについて説明します。

遺産分割と成年後見制度 成年後見人の具体的役割は？

遺産分割とは、相続人が複数人いる場合に相続財産を分ける手続きのことです。通常は相続人全員で話し合い（遺産分割協議）を行い、分割方法を決定します。しかし、相続人のなかに成年後見制度を利用している人がいる場合、一般的な遺産分割とは異なる点があります。

成年後見制度とは、認知症などで判断能力が低下した方の財産管理（預貯金や不動産の管理など）や身上監護（入院や介護の手続きなど）を支援する制度です。この制度の目的は、判断能力が不十分な高齢者や障害者を法的・経済的に保護することです。成年後見人には、本人の財産に関する法律行為についての代理権があるため、遺産分割協議に本人の代理人として参加し、遺産分割協議への同意を行います。

相続人の代理人として成年後見人がいる場合の遺産分割の基本的な流れは、次の通りです。相続人の確定と相続財産の調査が終わると、相続人全員で遺産分割協議を行いますが、協議を進めるためには成年後見人が本人を代理して参加する必要があります。次に、協議がまとまれば、遺産分割協議書を作成し相続人全員が署名・押印します。この際も成年後見人が本人を代理して行う必要があります。そして、合意した協議書の内容に従って遺産分割が実行されます。

なお、成年後見人には、本人の意思を尊重しつつ、本人の利益を最優先に考慮して遺産分割協議を行うことが求められます。特に、原則として本人の法定相続分を確保する必要があり、本人の生活状況や将来の資産管理を考慮し、最適な財産配分を目指すことが重要です。

成年後見人が関与する場合の 遺産分割での注意点

成年後見制度を利用している場合、遺産分割の進め方には通常と異なる部分があり、慎重な対応が求められます。

- ①利益相反に注意：成年後見人が相続人の一人である場合など、成年後見人と本人の利害が対立（利益相反）することがあります。このような場合は、本人の利益が守られなくなる可能性があるため、家庭裁判所へ特別代理人の選任を申し立てる必要があります、これにより公平性が確保されます。
- ②成年後見人との円滑なコミュニケーション：遺産分割協議が長期化・複雑化する可能性があるため、成年後見人と密接に協力することで、スムーズな進行が可能です。成年後見人に遺産分割案を丁寧に説明する、成年後見人を通して本人の意見を尊重し協議を進める、また、必要に応じて弁護士など専門家に相談するといった対応が大切です。
- ③調停や審判に備える：協議がまとまらない場合、家庭裁判所での調停や審判に発展する場合もあります。調停では、成年後見人は本人を代理して参加し、合意を目指します。一方、審判では、家庭裁判所が遺産分割の方法を決定するため、成年後見人はその手続きに関与することになります。
- ④居住用不動産の処分には許可が必要：成年後見人が、本人の居住用の建物やその敷地を売却・処分する場合には、家庭裁判所の事前許可を取得する必要があります。その際には、本人の生活への影響や将来の資産管理が慎重に検討されます。遺産分割協議においてもその点に留意が必要です。

成年後見制度を利用している場合の遺産分割は、一般的な遺産分割よりも慎重な対応が求められます。事前に情報収集を行い、準備を進めましょう。

◆ 相続・贈与の基礎知識 ◆

判断能力の低下前に検討したい 成年後見制度で財産を守る方法

高齢化が進む日本では、相続と成年後見制度は密接に関係しています。判断能力が低下した方の財産を守り、相続トラブルを防ぐためには、成年後見制度の正しい理解と活用が不可欠です。今回は、相続対策における成年後見制度の役割と重要性を説明します。

成年後見制度とは？ 相続対策との関係性

成年後見制度は、認知症などで判断能力が低下した方の財産管理や身上監護を支援する制度です。この制度には法定後見と任意後見の2種類があり、法定後見は判断能力が低下してから、任意後見は判断能力が十分なうちに将来の認知症などによる判断能力の低下に備えて利用します。成年後見人に選任された者は、本人に代わって、適切な財産管理を行うことになります。

遺言書の作成や生前贈与などの相続対策は、判断能力が十分であることが前提です。しかし、判断能力が低下すると、本人の意思で財産の分配や承継を行うことがむずかしくなります。

この問題を解決する手段として成年後見制度を利用すれば、本人の意思を尊重しつつ、適切な財産管理と相続対策を進めることができます。ただし、成年後見制度は、利用開始後には原則として解除することができないため、慎重な判断が求められます。

相続トラブルを回避する 成年後見制度の具体的活用事例

たとえば判断能力が不十分な方が遺言書を作成した場合、相続開始後にその有効性が争われ、親族間の対立や訴訟に発展することがあります。これを防ぐためには、遺言書を作成する時点で判断能力が十分であることが求められます。法定後見開始後に本人が新たに遺言書を作成する場合には、意思能力が必要とされるため、すべてのケースで有効な遺言を残せるとは限りません。ただし、後見人が財産管理を適切に行うことで、相続トラブルのリスクを軽減できます。また、任意後見契約を利用して判断能力があるうちに適切な相続税対策を講じることで、将来、円滑な財産承継につなげられます。

成年後見制度は、判断能力が低下した方の財産保護と、相続トラブルの回避に寄与する重要な制度です。高齢化が進むなか、その必要性はますます高まっています。成年後見制度の活用も視野に入れ、専門家へ相談することも検討しましょう。